

## JA 茨城県厚生連 奨学金制度について

### 1. 【対象者】

保健師、助産師又は看護師を養成する大学、専門学校等（以下「養成施設」という。）に在学する学生又は入学見込みの学生で、将来、茨城県厚生農業協同組合連合会の病院への就職を希望する方が対象となります。

### 2. 【提出書類】

—面接前—

- ① 履歴書
- ② 在学証明書
- ③ 健康診断書
- ④ 成績証明書

—貸費決定後—

- ① 奨学金貸費申請書兼誓約書

※連帯保証人は父母またはこれに代わる人、保証人は 4 親等以内の親族で本人及び連帯保証人と別の独立した生計を営む保証能力の確実な成年者としてください。

- ② 奨学金振込依頼書

### 3. 【貸費決定】

各病院において面接にて決定します。

### 4. 【貸費月額】

月額 50,000 円

#### 【貸費期間】

奨学金貸費が決定された日の属する月から在学する養成施設を卒業する日の属する月までとなります。ただし、奨学金貸費の対象となる期間は、養成施設に在籍する期間となります。

### 5. 【貸費方法】

毎月 25 日に指定する口座に振り込みます。

※金融機関が休みの場合は次の営業日となります。

6. **【返還免除】**

養成施設を卒業した年度までに保健師・助産師・看護師の免許を取得し、直ちに採用され、引き続き奨学金の貸費を受けた期間に相当する期間（以下、「業務従事期間」という。）業務に従事したとき。

7. **【取消条件】**

- ① 退学したとき。
- ② 心身の故障のため修学を継続することができなくなったと認められるとき。
- ③ 学業成績または言行が著しく不良のため卒業する見込みがないと認められるとき。
- ④ 学内外の規律を著しく乱し、奨学金の貸費を取り消すことが適当と認められるとき。
- ⑤ 奨学金の貸費を辞退したとき。
- ⑥ 死亡したとき。
- ⑦ 申請書に虚偽の記載をし、又は不正な手段により奨学生となったと認められるとき。
- ⑧ その他奨学金の貸費の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。
- ⑨ 前各号に掲げるもののほか、担当理事または学校長が奨学金の貸費の取り消しが適当と認めるとき。

8. **【貸費の停止】**

- ① 養成施設を休学したとき。
- ② 単位未修得で進級できないとき。
- ③ 停学の処分を受けたが、卒業の見込みがあるとき。
- ④ 学内外の規律を著しく乱し、奨学金の貸費を取り消すことが適当と認められるとき。
- ⑤ 前各号に掲げるもののほか、担当理事または学校長が奨学金の貸費を停止することが適当と認めるとき。

9. **【奨学金の返還】**

- ① 奨学金の貸費の許可が取り消されたとき。
- ② 学校を卒業した年度までに保健師・助産師・看護師の免許を取得できなかったとき。
- ③ 保健師・助産師・看護師の免許を取得した後、直ちに保健師・助産師・看護師として業務従事期間、業務に従事しなかったとき。
- ④ 保健師・助産師・看護師が業務従事期間、業務に従事する前に、退職

したとき。

- ⑤ 前各号に掲げるもののほか、担当理事または病院長が特に返還する必要があると認めるとき。

10. **【返還猶予】**

- ① 卒業した年度に免許を取得できなかった者が、次年度までに当該免許取得が見込まれ、本人からの願い出を理事長が承認したとき。  
② 卒業した養成施設より更に上位の国家資格の養成施設に入学又は入所したとき。  
③ 出産・育児のため就業延期の申し出をしたとき。  
④ 前各号に掲げるもののほか、担当理事または病院長が特別の事由があると認めるとき。

11. **【定期面談】**

毎年、養成施設の健康診断結果（写）及び養成施設の学業成績表を病院へ提出し、年に1回以上面談を受けていただきます。

12. **【申請先および問い合わせ先】**

奨学金をご希望の方は、各病院での申請となりますので、勤務希望病院まで連絡をお願いします。

水戸協同病院	029-231-2371（代）
県北医療センター高萩協同病院	0293-23-1122（代）
土浦協同病院	029-830-3711（代）
J Aとりで総合医療センター	0297-74-5551（代）
茨城西南医療センター病院	0280-87-8111（代）
土浦協同病院なめがた地域医療センター	0299-56-0600（代）

以上